

## 平成30年度泉佐野市2・3号認定 利用者負担額

泉佐野市の利用者負担額（保育短時間は標準の1.7%減※B1を除く）					
階層区分		3歳以上児		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B1	市民税非課税世帯	3,500円	3,500円	4,500円	4,500円
B0	うち「特定世帯」	0円	0円	0円	0円
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満	9,500円	9,300円	11,500円	11,300円
C1	うち「特定世帯」	3,500円	3,500円	4,500円	4,500円
D1	市民税所得割課税額 73,000円未満	13,500円	13,300円	15,500円	15,300円
	うち「特定世帯」	3,500円	3,500円	4,500円	4,500円
D2	市民税所得割課税額 97,000円未満	21,500円	21,200円	25,500円	25,100円
	うち77,101円未満 の特定世帯	3,500円	3,500円	4,500円	4,500円
D3	市民税所得割課税額 150,000円未満	24,500円	24,100円	31,500円	31,000円
D4	市民税所得割課税額 169,000円未満	25,000円	24,600円	42,000円	41,300円
D5	市民税所得割課税額 235,000円未満	26,500円	26,100円	48,500円	47,700円
D6	市民税所得割課税額 301,000円未満	27,000円	26,600円	54,000円	53,100円
D7	市民税所得割課税額 301,000円以上	28,000円	27,600円	55,000円	54,100円

- (注1) 「特定世帯」とは母子世帯等、障害児(者)のいる世帯、その他要保護者等特に困窮していると認められる世帯。
- (注2) 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する場合は、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。  
ただし、市民税所得割課税額が57,700円未満（特定世帯の場合は77,101円未満）の世帯は、子どもの年齢制限を撤廃し、最年長のこどもから順に2人目は上記の半額（市民税非課税世帯及び特定世帯の場合は0円）、3人目以降は0円とする。
- (注3) 保護者の月当たりの労働時間が64時間以上120時間未満の場合は、保育短時間に該当する（平成26年度からの継続児童で、保育標準時間を希望した場合を除く）。それ以外は保育標準時間とする。
- (注4) 年度途中で満3歳に到達した場合、その日が属する年度中は3号認定の利用者負担額を適用する。
- (注5) この表における市民税割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除等の控除を適用外とした額とする。